

令和3年度第8回庁議 会議録

[日 時] 令和4年2月18日（金）9時00分～10時05分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与及び各部局長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
会派説明報告について (企画部、総務部、教育委員会事務局、経済部)
- 3 協議事項
(なし)
- 4 連絡事項
 - (1) 令和4年度施政方針（案）について (企画部)

1 市長あいさつ

本日の庁議議題にもあるが、市議会定例会が、2月28日に開会予定である。

会派説明については、14日及び15日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、2月議会に向けて、各部局とも、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いしたい。

本日は、まず、「市議会定例会提出議案」について、関係部局からの説明をしていただき、会派説明をした部局からは、「会派説明の結果報告」もしていただく。

その後、「連絡事項として、企画部から「令和4年度市政方針（案）について」連絡していただき、本日の庁議は、10時00分に終了することを目標とする。

2 議題

- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
会派説明報告について (企画部、総務部、教育委員会事務局、経済部)

市長	それでは、議事に入る。 「市議会定例会提出議案について」、市民環境部、企画部、建設部、総務部、消防本部、教育委員会事務局、福祉部、上下水道局
----	---

原市民環境部長

の順番で説明をお願いします。

また、会派説明を行った部局においては、議案の説明後、会派説明報告もお願いします。経済部については、上下水道局の説明が終わった後、会派説明報告をお願いします。

市民環境部からは、報告第1号、議案第2号、議案第10号、議案第12号、及び議案第13号の5件について説明する。

まず、議案書4ページから6ページ、報告第1号、「専決処分の報告」については、公用車の事故に係る「相手方との和解」及び「損害賠償の額の決定」について、令和3年12月22日、専決処分をしたので報告しようとするものである。

次に、議案書25ページ、議案第2号「工事委託契約の変更」については、県及び東予5市町が共同で一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターに委託して実施している愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の解体撤去工事について、入札減少金等の事業費の減額が見込まれたことから、工事委託契約金額を当初の3億5,390万5千円から、1億1,754万1千円減額し、2億3,636万4千円に変更しようとするものである。

次に、議案書39ページ、40ページ、議案第10号「新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、窓口で印鑑登録証明を申請する際に、本人が個人番号カードを提示し、暗証番号を入力して申請する場合に限り、印鑑登録証の提示を省略することができるよう改正しようとするものである。なお、本条例は、公布の日から施行することとしている。

次に、議案書42ページから44ページ、議案第12号「新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、清掃センター等への家庭系ごみの直接搬入及び大型ごみ戸別収集に係る新たな手数料の徴収、並びに事業系ごみの手数料を改定しようとするものである。改正の内容は、43ページの上段、別表第1の一般廃棄物処理手数料を全部改正し、家庭系ごみか事業ごみに関わらず、また自ら持ち込むか許可業者かに関わらず、全ての搬入ごみを対象にするとともに、現在10キログラムにつき100円としている手数料体系を、1回あたり基本手数料500円を徴収し、かつ50キログラムを超える場合は10キログラム当たり100円を加算して徴収しようとするも

のである。また、大型ごみの戸別収集については、新たに1点あたり200円を徴収しようとするものである。次に、下段の別表第2の産業廃棄物処理手数料については、別表第1の直接搬入ごみと同じ手数料となるよう改めようとするものである。なお、本条例は、令和4年10月1日から施行することとし、附則第2項では、施行日前に手数料券の販売を行う等の準備行為ができること、附則第3項では大型ごみの手数料徴収は、施行日前の受付の場合でも、施行日以降に収集される場合には手数料がかかるよう規定している。

次に、議案書45ページ、46ページ、議案第13号「新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定については、ごみ処理施設等の搬入手続を許可制から届出制に改めようとするものである。改正の内容は、現行条例第3条で、「廃棄物を搬入し、処理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。」としているものを、処理はあくまで市が行うものであることから、搬入のみとし、「搬入しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、規則に定める受入基準に従わなければならない」と改めようとするものである。届出制に改めようとする理由としては、現在、直接搬入ごみについては、現場で処理申請書を書いてもらい、窓口で受け付け、処理許可書を交付する一連の手続きを行っているが、届出制とすることで、許可書の交付が不要となること、さらに今回導入する手数料券と一対のものとして販売することが可能となり、届出書にあらかじめ住所・氏名等を記入いただくなどで、手続きの簡素化、施設運営の効率化を図ろうとするもので、県内では今治市も届出制を採用している。なお、本条例は、令和4年10月1日から施行することとしている。

企画部長

企画部からは、報告1件、予算議案9件について説明する。

まず、報告第2号「専決処分の報告」については、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種事業に係る一般会計補正予算第11号を1月31日に専決処分したもので、報告し、承認を求めるものである。

次に、議案第18号から議案第24号までの7件については、令和4年度当初予算である。

令和4年度当初予算（案）の概要の1ページ、令和4年度当初

予算のポイントとしては、1点目は令和3年度からスタートした「第六次新居浜市長期総合計画の推進」、2点目が新型コロナウイルス感染症対応をはじめ、子ども・子育て支援の充実、環境エネルギー政策の強化、文化・スポーツの振興については、新しい組織の設置を含めた取組の強化及び市制施行85周年記念事業の実施の5つを重点事業としている。

2ページでは、長期総合計画の6つの目標と計画の推進について、それぞれの代表的な事業を掲載しているので、後ほどご確認いただきたい。

3ページ、令和4年度当初の予算規模は、一般会計が、509億3,972万9千円で、対前年度比は、9億3,372万9千円、1.9%の増となっており、過去最大の予算規模となっている。

また、特別会計は、289億1,560万5千円で、2億3,435万4千円、0.8%の増となっている。

引き続き、令和4年度当初予算（案）について、会派説明の結果を報告する。

まず、目標1、「未来を創り出す子どもが育つまちづくり」では、小中学校ICT環境整備推進事業費については、支援員の人数と委託先は。

愛顔の子育て応援事業費については、所得制限はあるのか。

小学校トイレ改修事業については、今回の整備で洋式化率はいくらになるのか。和式のトイレも残すべきと考えるがどのような対応になるのか。中萩小学校以降はどのような計画か。

目標2、「健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり」では、新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種費については、2回接種者はどの程度か。未接種者へのアプローチはしないのか。

地域医療対策強化事業費について、どのような経緯があったのか。

目標3、「活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生み出されるまちづくり」では、

市制85周年記念新居浜太鼓祭りイベント事業費について、祭りができなくても支出するのか。

目標4、「安全・安心・快適を実感できるまちづくり」では、滝の宮公園リニューアル事業について、電線地中化は従来から計画にあったのか。

散策路整備は、急傾斜であるが、階段の手すりや傾斜なども含めて整備するのか。

カーボンニュートラルポート形成計画策定事業費について、事業概要は。モデル港に選定された理由は。

消防分団詰所整備事業について、人口減少が進む中、現状の消防分団でよいのか、再編も含めて、整備を進めるべきではないか。

目標5、「人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり」では、

高齢者生きがい創造学園環境整備事業について、今回の整備によって使用できる期間はどの程度のびるのか。

目標6、「人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり」では、ごみ一部有料化推進事業費について、使用料はどのくらい見込んでいるのか。ごみパトの更新費用はいくらか。また、ごみパトは普段はどのような業務をしているのか。

ごみ処理広域化推進事業費について、どのような調査となるのか。

庁舎等整備事業について、電気室棟の整備目的は。整備内容は。

「計画の推進」では、

走る広告塔事業費について、ラッピングを更新するのか。

次に、議案第28号、第29号の2件については、令和3年度補正予算である。

令和3年度2月補正予算（案）の概要の1ページをご覧ください。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響で未執行となる予定の事業等の減額をはじめ、宇高西筋線改良事業などの公共事業、別子木材センター活性化事業などの単独事業、中小企業振興対策費などの施策費及び経常経費について、予算措置を行っている。

この結果、一般会計では、7億8,520万5千円の追加、補正後の予算総額は584億7,612万7千円となり、対前年度同期比は、76億8,364万9千円、11.6%の減となっている。

また、特別会計では、国民健康保険事業特別会計で100万円の追加となっている。

2月補正予算（案）について、会派説明の結果を報告する。

保育士等処遇改善臨時特例交付金事業費について、直接保育士に支払われるのか。私立保育園が対象か。10月以降はどうなる

のか。

中小企業振興対策費について、想定よりも増えているということか。雇用に結びついているのか。生産性向上機器導入事業の実績はどのくらいか。

といった意見、要望等が出された。

建設部長

建設部からは、一般議案1件と条例議案の2件を説明する。

まず、議案書8ページから24ページ、議案第1号、「市道路線の認定」についてである。今回認定しようとする路線は、15路線で、路線番号1128号から1142号までの全てが開発道路で寄附を受けたものである。なお、今回の市道路線の認定により、市道の認定路線数は1,142路線、総延長は約537kmとなる。

次に、議案書30ページから32ページ、議案第6号「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定」については、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部が改正されることに伴い、建築関係手数料を改定しようとするものである。まず、長期優良住宅建築等計画認定に係る手続の合理化については、国土交通省令で定める認定基準の変更に伴い、認定申請手数料を徴収するものである。次に、長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例については、建築される長期優良住宅における公開空地の面積、立地、地域の防災や環境等への貢献に応じて容積率の割り増しを許可できる特例に伴い、許可申請手数料を徴収するとともに、所要の条文整備を行うものである。なお、この条例は、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書第34ページ及び35ページ、議案第8号「新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例」の制定については、新居浜市公営住宅長寿命化計画に基づき実施している「公営住宅建替推進事業」により、東田団地及びその共同施設である駐車場が完成することに伴い、新たに駐車場を公の施設として管理するため、新居浜市市営住宅条例の一部を改正しようとするものである。改正の内容は、別表について、4 共同施設(2) 駐車場に東田団地駐車場を追加するものである。なお、この条例は、令和4年6月1日から施行したいと考えている。

総務部長

総務部からは、条例議案3件、追加提出予定の人事議案6件に

についての説明と会派説明の結果について報告をする。

まず、議案書の26ページ、議案第3号、「新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の制定については、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、用語の定義を定める引用法令が改められたことによる所要の条文整備を行うもので、4月1日から施行したいと考えている。

次に、27ページ、28ページ、議案第4号、「新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、国家公務員等に準じて、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するため、並びに育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定するための一部改正で、4月1日から施行したいと考えている。

次に、33ページ、議案第7号、「新居浜市債権管理条例の一部を改正する条例」の制定については、債権管理計画を複数年度の計画として策定することにより、計画的かつ継続的な債権管理を一層推進するための一部改正で、4月1日から施行したいと考えている。

続いて、追加提出予定の人事議案については、「新居浜市監査委員の選任」、「新居浜市教育委員会の教育長の任命」、「新居浜市教育委員会の委員の任命」、「新居浜市公平委員会の委員の選任」、「新居浜港務局の監事の任命」、「人権擁護委員の候補者の推薦」、以上6件で、いずれも任期満了に伴い、新しい委員・教育長・監事の選任・任命・推薦について、それぞれ議会の同意を求めるものである。

続いて、会派説明を行った3月末をもって債権放棄を予定している「未収債権の整理」についての結果を報告する。

市営住宅家賃に関する債権放棄予定の案件は、既に退去しているのか。生活保護費で家賃を支払う場合は、市役所から代理納付しているのか。生活保護者が収監された場合、生活保護はどうなるのか。水道料金の債権放棄者数に関し、本市と同規模の自治体比較で、多いのか少ないのか。といった質問があった。

消防長

消防本部からは、議案第5号、議案第16号及び議案第17号について説明する。

まず、議案書29ページ、議案第5号「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例」の制定については、「地方公共団体の手数

料の標準に関する政令」が一部改正されることに伴い、同政令に合わせて高圧ガス規制事務のうち、手数料を徴収すべき事項及び金額を規定している本条例別表第2第30項第3号及び第32項中の「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請並びに貯蔵施設又は特定供給設備の位置等の変更許可の申請に対する審査に係る手数料について改定しようとするものである。改正内容としては、同表第30項第3号中の「110,000円」を「98,000円」に、同表第32項中の「17,000円」を「15,000円」に改めようとするものである。なお、この条例は、令和4年4月1日から施行し、改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請等に係る手数料について適用したいと考えている。

次に、議案書の51ページから53ページ、議案第16号、「新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、減少する消防団員数の確保と処遇の改善を目的として、活動実態に応じた適切な報酬の支給措置等を講じるため、条例の一部を改正しようとするものである。改正の内容は、第14条に規定している災害出動時等に支給する費用弁償を第13条において出動報酬に見直すとともに、年額報酬の額を別表第1として、出動報酬の額を別表第2として、それぞれ新たに規定しようとするものである。また、改正後の第13条、第14条、別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の分として支給する報酬及び費用弁償について適用し、同日前の報酬及び費用弁償については、なお従前の取扱いとする経過措置を規定している。なお、この条例は、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の54ページ、議案第17号、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の制定については、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」の一部改正に伴い、公務災害補償を受ける権利を担保に供する場合の特例に係る規定を廃止しようとするものである。改正の内容は、第3条第2項のただし書で規定している傷病補償年金等を受ける権利について株式会社日本政策金融公庫、又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合の特例に係る規定を廃止しようとするものである。なお、この条例は、令和4年4月1日から施行したいと考

教育委員会事務
局長

えている。

教育委員会からは、条例議案1件、追加予定議案1件及び会派説明の報告を行う。

まず、議案書の36ページから38ページ、議案第9号、「新居浜市文化財保護審議会条例」の制定については、現在、教育委員会が所管している文化財保護に関する事務を市長事務部局に移管することに伴い、文化財保護法第190条第2項の規定に基づき、新たに「新居浜市文化財保護審議会」を設置するため、条例を制定しようとするものである。条例の内容としては、第1条から第6条までにおいて、審議会の設置目的、所掌事務、組織、委員の任期、会長及び副会長の事項、会議の内容についてそれぞれ規定し、第7条では庶務を担当する部署、第8条では審議会の運営に関する委任について定めるものである。また、附則における文化財保護条例の改正については、市長事務部局への移管に伴う所要の条文整備等を行おうとするものである。なお、この条例は、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

次に、追加上程予定の議案について、説明する。

追加上程を予定している議案は、「訴訟上の和解について」の議案1件で、平成29年、中学校の部活動において発生したいじめに関し、学校の対応において、原告の名誉を毀損するとともに名誉感情を害する発言等の違法行為があり、多大な精神的苦痛を受けたことから、平成30年7月6日、新居浜市を被告として330万円の損害賠償請求がなされ、同年7月9日、松山地方裁判所西条支部で受付されたものである。その後、平成30年7月から令和3年11月に至るまで20回の裁判が行われたが、令和3年12月に裁判所から和解条項案の提示があったことから、訴訟上の和解に応じるものである。なお、和解の内容としては、本市の金銭的負担や謝罪は求められていない。

引き続き、会派説明の結果について、報告する。

まず、「新居浜市市民文化センターの建替えについて」は、建設場所及びスケジュールの説明に対して、中央公園を含めた活用の考えは、駅南の不確定要素とは話し合いをしたうえでのことか。現センター解体から新センター開館までの使い方は。駅南地区が交通利便性が高い理由は。新センターの規模は。PPP・PFI導入可能性調査とはどういうものか。などの質疑があった。また、

文化センターの位置付けに合わせて、駅周辺について触れてもらいたいとか、大江橋高木線の都市計画道路の再検討の要望があった。

次に、「損害賠償請求事件について」は、概要と経緯の説明に対して、こうした案件は今までにあったのか。賠償金無しの和解か。調査依頼に対して学校が行った事実は何か。被害者は裁判をしていないのか。被害者も加害者も不登校にならず学校へ来ることができたのか。などの質疑があった。

次に、「学校給食センターについて」は、建設用地の拡大と給食センターの一部業務委託の説明に対して、借地料や建設費はどう変わるのか。借地契約の年数及び購入についての考えはどうか。用地の拡大分は防災などの活用を考えているのか。正規調理員の新規採用にかかる方針はどうか。調理員確保のための勤務時間の考え方はどうか。将来的にすべての業務を委託するのか。公設公営ではなく民営化ではないのか。などの質疑があった。

福祉部長

福祉部からは条例議案1件について説明する。

議案書41ページ、議案第11号「新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定については、令和4年4月1日から施行される「民法の一部を改正する法律」により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるとともに女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられることに伴い、医療費の助成対象者に係る規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。改正の内容については、民法の一部改正に伴い婚姻による成年擬制の規定が削除されるため、第3条「婚姻により成年に達したものとみなされる」を「婚姻をした」に改めるものである。なお、この条例は、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

上下水道局長

上下水道局からは条例議案2件と予算議案7件について説明する。

まず、議案第14号、「新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例」の制定については、人口減少や節水機器の普及などによる使用水量の減少に伴い、水道料金収入が減少の一途をたどっている中、老朽化した水道管や施設の更新や耐震化を実施し、将来にわたって安定的に水道事業を継続していく財源を確保するた

めに、水道料金の改定が必要であることから、条例の一部を改正しようとするものである。水道料金の改定は、消費税率の改定を除くと、平成9年以来25年ぶりで、平均改定率は32.8%、標準的な一般家庭の使用量の目安となる20m³/月では、月1,835円から2,440円へ税抜で605円の増額となるが、改定後においても、県下11市で一番安い料金を維持することとしている。この条例は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月分として徴収する料金から適用したいと考えている。

次に、議案書49ページ、50ページ、議案第15号、「新居浜市下水道条例の一部を改正する条例」の制定については、水道事業と同様に、使用水量の減少に伴い、下水道使用料収入が横ばいから減少へ転じることが予測される中、汚水処理経費については、汚水処理収入によって賄うことが原則だが、これまでは一般会計からの繰入金で補填されていること、また、国から求められている使用料単価を達成できていないことを段階的に解決するために、下水道使用料の改定が必要であることから、条例の一部を改正しようとするものである。下水道使用料の改定は、消費税率の改定を除くと、平成22年以来12年ぶりで、平均改定率は8.7%、標準的な一般家庭の処理量の目安となる20m³では、月2,250円から2,500円へ税抜250円の負担増となる。なお、この条例は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月分として徴収する使用料から適用したいと考えている。

次に、予算議案5件を説明する。

まず、議案第25号、令和4年度新居浜市水道事業会計予算についてである。概要としては、資料の「令和4年度企業会計予算概要」にあるように、業務の予定量については、給水戸数は前年度比188戸増の56,136戸、年間給水量は、1.5%減の1,267万5,790m³、年間水道料金収入は、10.7%増の17億7,224万7千円となっている。建設改良費は、前年度比23.5%減の9億1,065万4千円を予定している。重点項目では、滝の宮送水場場内配水管整備工事のほか、表に記載の配水管布設工事等を予定している。

次に、「企業会計予算対比表」をご覧いただきたい。水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益21億2,348万6千円に対し、事業費用は18億6,256万5千円で、収支差引は2億6,092万1千円の利益を見込んでおり、消費税等を除外

した予定損益計算書による純利益は2億1,132万3千円を見込んでいる。「資本的収入および支出」は、5億2,420万円の収入に対し、支出は12億7,867万9千円で、差引不足額7億5,447万9千円を損益勘定留保資金等で補填することとしている。令和4年度から令和6年度までの3か年事業として総額7億4,680万円で実施する滝の宮送水場の電気・計装・機械設備整備工事について、令和4年度の年割額を0円としたことから、支出合計額は31億4,124万4千円と、前年度予算対比で2億7,988万7千円の減となっている。

次に、議案第26号、令和4年度新居浜市工業用水道事業会計予算についてである。業務の予定量については、給水事業所及び年間給水量は前年度までと変わらず住友企業3事業所に、年間1,537万8千 m^3 で、建設改良費は、21.2%増の2億5,105万6千円を予定している。重点項目では、昨年度に引き続き管路耐震化対策を進める北新町配水管布設及び耐震補強工事に4,200万円を予定している。

次に、「企業会計予算対比表」をご覧いただきたい。工業用水道事業会計の「収益的収入及び支出」については、事業収益2億5,156万9千円に対し、事業費用2億3,997万2千円で、収支差引は1,159万7千円となっており、予定損益計算書による純利益は648万9千円を見込んでいる。「資本的収入及び支出」については、6,091万円の収入に対し、支出は2億6,257万7千円で、差引不足額2億166万7千円を損益勘定留保資金等で補填することとしている。

次に、議案第27号、令和4年度新居浜市公共下水道事業会計予算についてである。業務の予定量については、下水処理戸数は前年度比510戸増の32,470戸、年間総処理水量は、1.2%減の900万4千 m^3 、年間下水道使用料収入は、2.0%増の14億6,795万円となっている。建設改良費は、前年度比8.6%増の17億4,948万3千円を予定している。重点項目では、管渠布設事業7億4,194万円のほか、表に記載の下水処理場及び雨水ポンプ場改築事業等を予定している。

次に、「企業会計予算対比表」をご覧いただきたい。公共下水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益39億8,963万9千円に対し、事業費用は38億3,190万1千円で、収支差引は1億5,773万8千円の利益を見込んでおり、予定損益

計算書による純利益は7, 563万8千円となる見込みである。「資本的収入及び支出」は、25億6, 400万円の収入に対し、支出は41億4, 759万4千円で、差引不足額15億8, 359万4千円を損益勘定留保資金等で補填することとしている。

次に、議案第30号、「令和3年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算（第1号）」については、国の令和3年度補正予算に伴い、工業用水道強靱化事業に関し、資本的支出に建設改良費3, 630万円等を追加するもので、内容としては、令和4年度に予定していた配水管布設等について繰り上げて実施するものである。

次に、議案第31号、「令和3年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」については、国の令和3年度補正予算に伴い、社会資本整備総合交付金事業に関する内示を受け、資本的支出に建設改良費1億7, 000万円を追加するものである。内容としては、令和4年度に予定していた管渠、ポンプ場及び処理場の建設改良事業の一部について繰り上げて実施するものである。また、国の予算内示に関連した補正と合わせて、継続費の補正のうち、「雨水ポンプ場改築事業（その2）」については、令和2年度から3年度までの2年間の継続費を設定して事業を進めていたが、土場雨水ポンプ場において、電気設備の更新工事を実施する中で、部品の入手に遅延が生じ、令和3年度中の完成が見込めなくなったため、令和4年度まで期間を1年延長するもので、「下水処理場改築事業（その2）」については、仕様の見直しによる設計変更により、総額及び年割額を変更するものである。

経済部長

経済部から会派説明2件の結果報告を行う。

まず、ゆらぎの森再整備事業については、令和8年4月から現施設と新施設を一体的に管理するとのことだが、それまでの間の管理体制はどう考えているのか。新施設は、合宿目的等の施設として整備する考えはないか。管理運営手法については、地元団体などと協議は行っているのか。新施設で、アマゴやジビエの活用を考えているのか。新施設で地域おこし協力隊の活用は考えているのか。などの質疑があった。

次に、別子木材センター活性化事業については、生産効率を上げるための設備導入であれば、従業員が減るなどの効果が考えられるが、計画では従業員を増やすこととなっているが、赤字解消

	<p>につながるのか。設備の最大加工量は稼働率を考慮したものか。また、最大加工量に対して現状の生産量はどの程度か。経営の面で、損益分岐点はどのくらいになるのか。辺地対策事業債の内容はどのようなものか。自社製品の開発は考えていないのか。設備更新でどのように黒字化していこうと考えているのか。などの質疑があった。</p>
市長	<p>別子木材センターの経営計画については、以前にも説明してもらっているが、今回の整備による今後の収支見込はどのようになるのか。</p>
経済部長	<p>経営計画は売り上げの7割くらいを持っている重点顧客のところはかなり回復している。</p> <p>新規顧客の開拓については、計画上3,000万円くらいの売り上げを確保することになっているが、少し遅れているので、この点については再度、別子木材センターと方向性を話し合い、取組を進めていく。</p>
加藤副市長	<p>実際に整備し、完成した商品を持って営業に行き、その結果営業成績を上げていく、ということを繰り返していくしかない。それを行う中で、整備後1年目、令和5年度に収支差し引きゼロか、若干の黒字の予想であると思う。</p>
市長	<p>東田団地の駐車場の使用料は、決まっているのか。</p>
建設部長	<p>規則で規定する。今、共同施設として管理しているのは、治良丸南団地の1か所だけで、今回新たに東田団地の駐車場を追加する。金額は近傍駐車場の金額を参考にし、2,000円に消費税額を加えた額とする。</p>
市長	<p>既存の団地の駐車場は無料ということか。</p>
建設部長	<p>既存の駐車場は、市が整備する駐車場という位置付けではなく、管理組合で運営しているものである。</p> <p>今は、できるだけ整備をしていく方針になっているため、新たに建築する場合は、駐車場を整備し、共同施設として使用料を徴</p>

市長	収することになる。
教育委員会事務局長	文化財保護審議会というのは新たに設置するのか。 文化財の事務が教育委員会の所管であれば必置ではなかったの で、文化財保護委員会を設置していたが、市長部局が所管する場 合には審議会として設置しなければならないため、条例を制定す るものである。

3 協議事項 (なし)

4 連絡事項

(1) 令和4年度施政方針(案)について (企画部)

市長	次に、本日、協議事項は無いため、連絡事項に移る。 「令和4年度施政方針(案)」について、企画部から説明をお 願いする。
企画部長	「令和4年度施政方針(案)」については、各部局において既 に確認をいただいているが、議会日程の都合から本日中に総務課 へ提出する必要がある。今一度、ご確認いただき、変更点があれ ば本日13時までに紙ベースで修正し、総合政策課まで提出くだ さるようお願いする。
市長	他に無いか。 無ければ、以上で令和3年度第8回庁議を終了する。